

令和6年度第2回酒田市介護保険運営協議会次第

日 時：令和6年11月27日（水）

午後1時30分～

場 所：市民健康センター3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 令和6年度酒田市介護保険事業実施状況（資料1）

(2) 介護予防支援事業所の指定について（資料2）

4 報 告

(1) 酒田市介護保険条例の一部改正について（資料3）

(2) 酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部改正について（資料4）

5 そ の 他

6 閉 会

令和6年度酒田市介護保険事業実施状況

令和6年11月

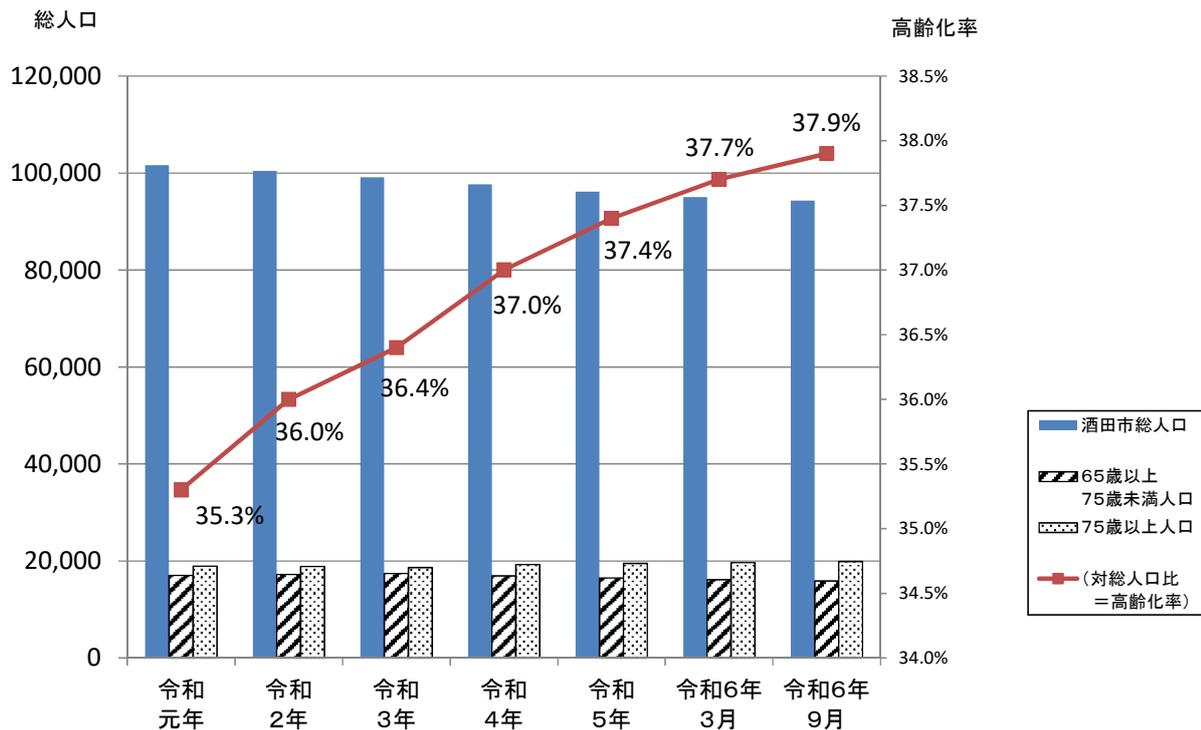
酒田市高齢者支援課

1 高齢者数の推移

(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年9月	第9期計画のR6年度推計	山形県	全国(千人)
酒田市総人口	101,627	100,433	99,122	97,697	96,137	95,031	94,336	94,684	1,010,776	123,790
高齢者人口	35,918	36,109	36,065	36,190	35,955	35,815	35,716	35,881	358,587	36,240
(対総人口比=高齢化率)	35.3%	36.0%	36.4%	37.0%	37.4%	37.7%	37.9%	37.9%	35.5%	29.3%
65歳以上75歳未満人口	17,016	17,214	17,420	16,941	16,463	16,144	15,835	15,863	161,671	15,460
(対総人口比)	16.7%	17.1%	17.6%	17.3%	17.1%	17.0%	16.8%	16.8%	16.0%	12.5%
75歳以上人口	18,902	18,895	18,645	19,249	19,492	19,671	19,881	20,018	196,916	20,780
(対総人口比)	18.6%	18.8%	18.8%	19.7%	20.3%	20.7%	21.1%	21.1%	19.5%	16.8%

※酒田市の人口は各月とも「住民基本台帳」(各月末)より。令和元年～令和6年は9月末日の人口
 全国の人口は総務省統計局による「人口推計月報」(令和6年10月1日現在推計値)より
 山形県の人口は、山形県統計企画課による「山形県の人口と世帯数(月報)」(令和6年10月1日現在)より
 山形県の高齢者人口は、県の「介護保険事業報告(月報)」(令和6年8月末現在)より



■ 酒田市の総人口は、令和5年9月から令和6年9月にかけて1,801人減少し、令和6年9月末時点では94,336人となっている。
 ■ 酒田市の高齢者人口は、令和4年をピークに減少に転じ、令和6年9月末時点では35,716人と第9期計画の人口推計値を若干下回っている。
 ■ 令和6年9月末時点の酒田市の人口を第9期計画の人口推計値と比較すると、総人口は推計値より348人少なく、高齢者人口は、推計値より165人少ない。

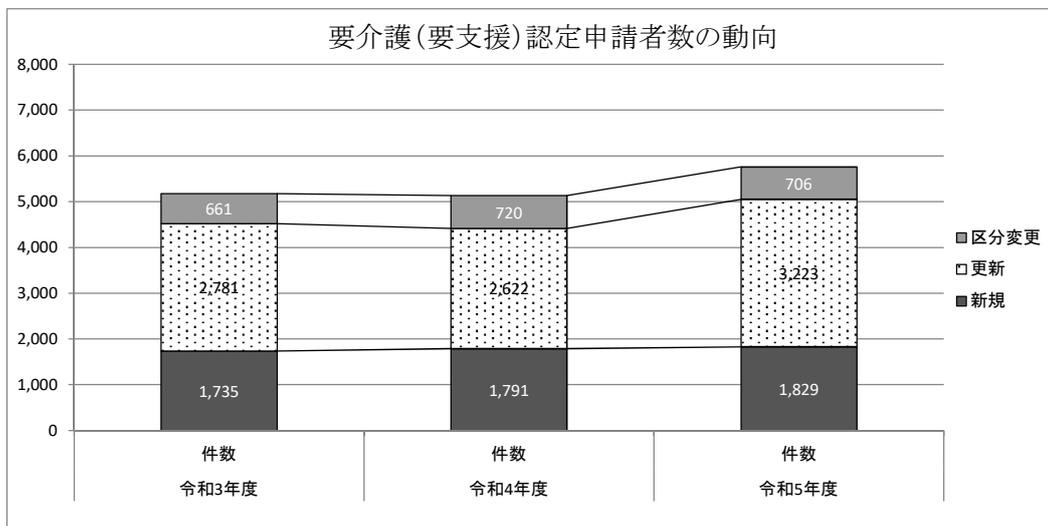
2 要介護（要支援）認定申請・審査状況の推移

(1) 要介護（要支援）認定申請状況

(単位：件)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度(9月末)		
	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数
新規	1,735	30.0%	145	1,791	29.8%	149	1,829	31.3%	152	916	34.1%	153
更新	2,781	48.0%	232	2,622	43.7%	219	3,223	55.1%	269	1,424	53.2%	237
コロナによる 有効期間延長 (※1)	611	10.6%	51	870	14.5%	73	94	1.6%	8	0	0.0%	0
区分変更	661	11.5%	55	720	12.0%	60	706	12.1%	59	337	12.6%	56
計	5,177	100.0%	431	5,133	100.0%	428	5,758	100.0%	480	2,677	100.0%	446

※1 本来なら更新手続きを行う人のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から認定調査等が難しい人について、厚生労働省の通知に基づき、認定有効期間を1年間延長する措置。



(2) 要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成29年 9月	平成30年 9月	令和元年 9月	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月	令和6年 8月	令和6年度 推計値
要支援1	557	520	502	541	565	550	527	539	513
要支援2	816	766	822	869	906	919	905	905	894
要介護1	1,424	1,337	1,350	1,354	1,333	1,285	1,266	1,263	1,222
要介護2	1,451	1,542	1,562	1,540	1,466	1,499	1,476	1,521	1,479
要介護3	1,048	1,120	1,160	1,144	1,163	1,176	1,191	1,142	1,200
要介護4	875	890	909	947	967	1,002	928	945	923
要介護5	761	783	780	743	710	754	743	697	776
合計	6,932	6,958	7,085	7,138	7,110	7,185	7,036	7,012	7,007
うち第1号被保険者数A	6,762	6,774	6,923	6,991	6,973	7,046	6,909	6,892	6,882
うち第2号被保険者数	170	184	162	147	137	139	127	120	125
第1号被保険者数B	35,436	35,737	35,859	36,065	36,028	36,114	35,873	35,691	35,881
認定率 A/B	19.1%	19.0%	19.3%	19.4%	19.4%	19.5%	19.3%	19.3%	19.2%
チェックリスト該当者C	262	309	305	280	239	228	218	254	220
チェックリストを含む 認定者数(1号被保険者) A+C	7,024	7,083	7,228	7,271	7,212	7,274	7,127	7,146	7,102
チェックリストを含む 認定率(A+C)/B	19.8%	19.8%	20.2%	20.2%	20.0%	20.1%	19.9%	20.0%	19.8%

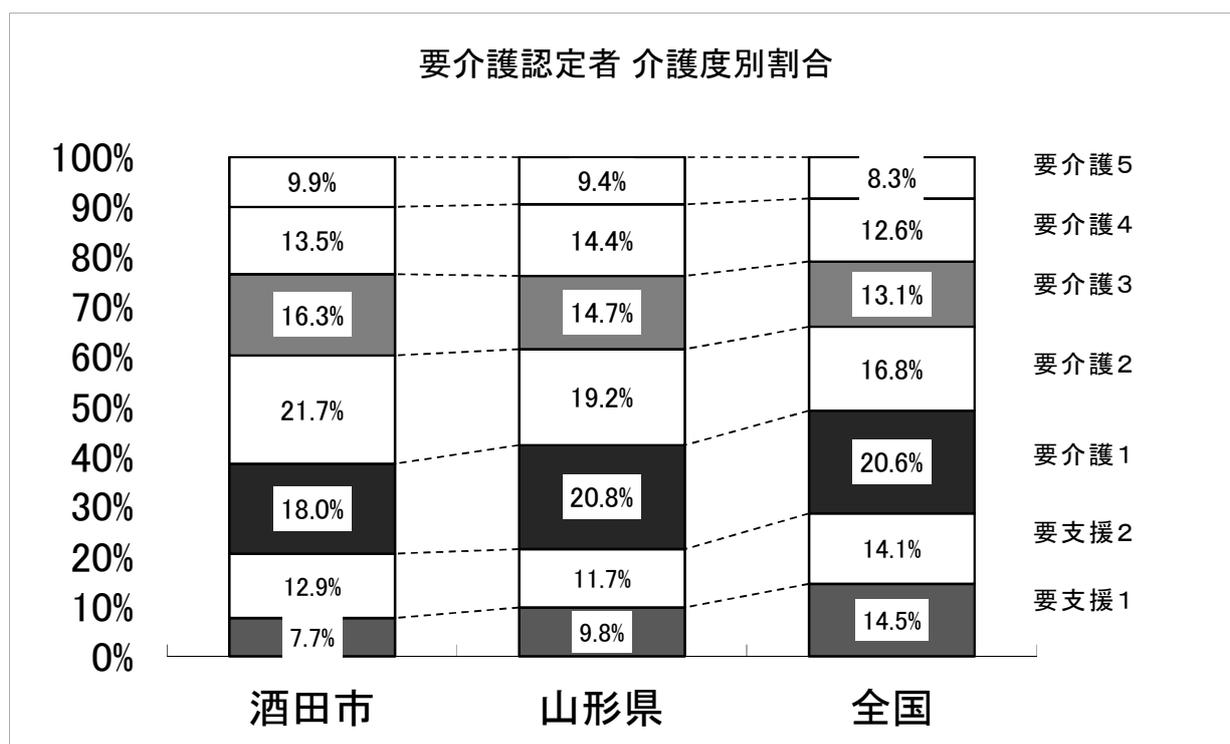
(3) 要介護認定者数

(酒田市)

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	529	887	1,241	1,495	1,126	935	679	6,892
65歳以上75歳未満	45	109	122	147	84	79	76	662
75歳以上	484	778	1,119	1,348	1,042	856	603	6,230
第2号被保険者	10	18	22	26	16	10	18	120
総 数	539	905	1,263	1,521	1,142	945	697	7,012
割 合	7.7%	12.9%	18.0%	21.7%	16.3%	13.5%	9.9%	100.0%

※介護保険事業状況報告による（令和6年8月末日現在）



※介護保険事業状況報告による（令和6年8月末日現在）

■令和6年8月の要介護認定者数は、合計で7,012人、認定率は19.3%となっており、推計値に近い数値となっている。
 ■酒田市の要介護認定者の介護度別の割合については、全国と比べ要支援1から要介護1の軽度者の割合が小さく要介護2から要介護5までの中・重度者の割合が大きくなっている。

3 介護サービス状況のモニタリング

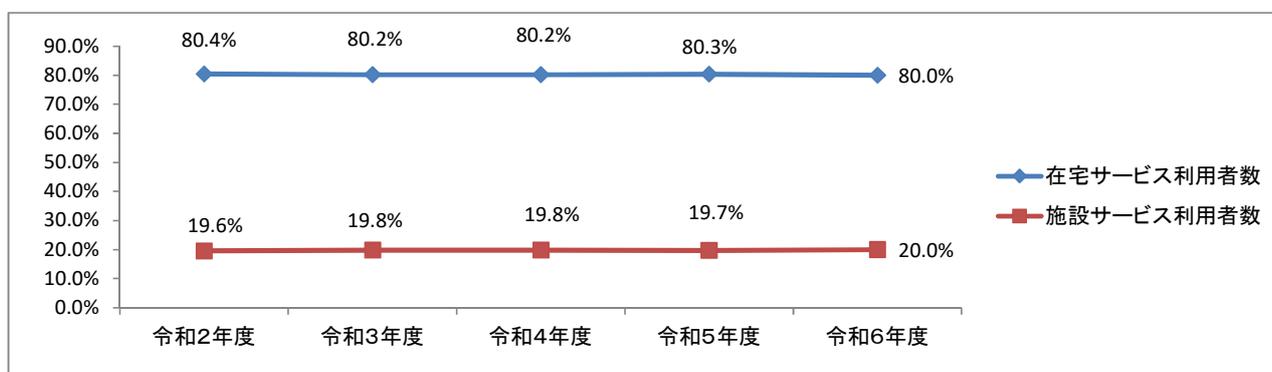
(1) サービス利用者数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	構成比								
在宅サービス利用者数	4,946	80.4%	4,956	80.2%	4,936	80.2%	4,878	80.3%	4,891	80.0%
内、地域密着型サービス	913	14.7%	916	14.8%	888	14.8%	840	14.4%	818	13.4%
施設サービス利用者数	1,222	19.6%	1,223	19.8%	1,210	19.8%	1,222	19.7%	1,221	20.0%
介護老人福祉施設	752	12.2%	775	12.2%	772	12.5%	767	12.6%	761	12.5%
介護老人保健施設	457	7.1%	438	7.4%	430	7.1%	445	7.0%	445	7.3%
介護療養型医療施設	12	0.2%	10	0.2%	6	0.2%	0	0.1%	0	0.0%
介護医療院	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	10	0.0%	15	0.2%
計	6,168		6,179		6,146		6,100		6,112	

※在宅サービス利用者数は要支援・要介護度別の受給者をカウントし、利用月の数値の平均値を記載

※サービス利用者数は、同月で複数利用の場合はそれぞれで人数を計上しているため、利用実人数よりも上回っている。

※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含み、地域密着型サービスには地域密着型介護老人福祉施設を含まない。



■参考／令和6年7月審査分（6月利用分）の施設入所者の重度率

実績				旧参酌標準
施設サービスの種別	利用者数	うち重度(要介護4・5)	施設重度率	目標割合
特別養護老人ホーム	621人	449人	72.3%	70%
地域密着型特養	135人	84人	62.2%	
介護老人保健施設	447人	229人	51.2%	
介護医療院	15人	13人	86.7%	
合計	1,218人	775人	63.6%	

■参考／令和6年7月審査分（6月利用分）の利用人数と費用割合

サービス種別	利用人数(人)	人数割合	給付費総額(千円)	給付費割合	1人あたり給付費	平均要介護度
在宅サービス	4,976人	80.3%	574,293	62.5%	115,413円	2.27
施設サービス	1,218人	19.7%	345,210	37.5%	283,424円	3.80

※平均要介護度について、要支援1及び要支援2は0.375で計算。

■サービス利用者数は、在宅サービス利用者約80%と施設サービス利用者約20%のほぼ同水準で推移している。

■施設重度率は、63.6%と目標割合には達していないものの近い値となっている。

■施設サービスの1人あたりの給付費は、在宅サービスの1人あたりの給付費の約2.46倍となっている。

(2) 第9期計画値との比較

①-1 介護サービス利用量

※8月利用分(6か月分=50.0%)までの実績

		令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	166,828	256,312	83,201	32.5%
訪問入浴介護	回数(回)	2,909	2,940	1,467	49.9%
訪問看護	回数(回)	25,736	28,600	13,939	48.7%
訪問リハビリテーション	回数(回)	8,589	16,147	4,925	30.5%
居宅療養管理指導	人数(人)	8,385	8,076	4,807	59.5%
通所介護	回数(回)	260,993	259,192	130,101	50.2%
通所リハビリテーション	回数(回)	53,983	51,588	27,842	54.0%
短期入所生活介護	日数(日)	88,383	89,460	42,483	47.5%
短期入所療養介護	日数(日)	6,184	5,848	3,694	63.2%
福祉用具貸与	人数(人)	25,699	24,924	13,131	52.7%
特定福祉用具購入費	人数(人)	375	384	199	51.8%
住宅改修費	人数(人)	183	144	94	65.3%
特定施設入居者生活介護	人数(人)	458	468	241	51.5%
2. 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	686	684	326	47.7%
夜間対応型訪問介護	人数(人)	—	—	—	—
地域密着型通所介護	回数(回)	12,807	12,960	5,457	42.1%
認知症対応型通所介護	回数(回)	15,352	15,473	7,002	45.3%
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3,749	3,600	1,922	53.4%
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2,664	2,808	1,305	46.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,677	1,680	828	49.3%
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	21	—	—	—
3. 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	7,609	7,548	3,749	49.7%
介護老人保健施設	人数(人)	5,434	5,316	2,689	50.6%
介護医療院	人数(人)	115	384	90	23.4%
4. 居宅介護支援	人数(人)	39,351	38,316	23,033	60.1%

①-2 介護予防サービス利用量

※8月利用分（6か月分=50.0%）までの実績

		令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	—
介護予防訪問看護	回数(回)	1,495	1,820	906	49.8%
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	2,070	4,675	986	21.1%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	332	276	153	55.4%
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1,751	1,656	914	55.2%
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	748	830	320	38.6%
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	33	0	5	皆増
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	4,725	4,620	2,414	52.3%
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	97	96	26	27.1%
介護予防住宅改修	人数(人)	89	48	26	54.2%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	23	12	10	83.3%
2. 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	35	0	9	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	482	468	223	47.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	0	6	皆増
3. 介護予防支援	人数(人)	6,121	5,928	3,178	53.6%

■介護サービス利用量について、①居宅サービスでは、訪問介護、訪問リハビリの執行率が低く、短期入所療養介護、住宅改修の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所の執行率が低くなっている。③施設サービスでは、介護医療院の執行率が低くなっている。

■介護予防サービス利用量について、訪問リハビリ、短期入所生活介護等の執行率が低くなっている一方、特定施設入所者生活介護の執行率が高くなっている。

②-1 介護サービス給付費

※8月利用分（6か月分＝50.0%）までの実績

（単位：千円）

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス				
訪問介護	740,284	748,720	384,459	51.3%
訪問入浴介護	35,925	36,755	18,331	49.9%
訪問看護	164,569	171,882	86,555	50.4%
訪問リハビリテーション	45,415	46,330	25,398	54.8%
居宅療養管理指導	39,210	39,639	20,362	51.4%
通所介護	2,043,993	2,095,819	1,007,207	48.1%
通所リハビリテーション	473,052	461,782	247,450	53.6%
短期入所生活介護	742,613	762,801	359,897	47.2%
短期入所療養介護	68,293	65,747	42,864	65.2%
福祉用具貸与	330,303	329,984	172,883	52.4%
特定福祉用具購入費	11,523	11,360	6,562	57.8%
住宅改修費	14,494	14,045	9,476	67.5%
特定施設入居者生活介護	87,323	89,913	48,339	53.8%
2. 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	128,060	138,458	60,492	43.7%
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	119,127	121,271	45,631	37.6%
認知症対応型通所介護	159,506	159,543	74,913	47.0%
小規模多機能型居宅介護	780,673	794,594	408,899	51.5%
認知症対応型共同生活介護	682,845	711,283	348,696	49.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	472,860	481,826	242,327	50.3%
看護小規模多機能型居宅介護	3,887	—	—	—
3. 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,981,415	2,021,574	999,192	49.4%
介護老人保健施設	1,584,054	1,598,964	814,740	51.0%
介護医療院	37,968	120,608	30,900	25.6%
4. 居宅介護支援				
介護サービス(小計)→(I)	11,364,661	11,651,756	5,771,191	49.5%

②-2 介護予防サービス給付費

※8月利用分（6か月分=50.0%）までの実績

（単位：千円）

	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (計画値)A	令和6年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—
介護予防訪問看護	9,338	9,530	5,819	61.1%
介護予防訪問リハビリテーション	11,920	13,069	5,709	43.7%
介護予防居宅療養管理指導	1,451	1,508	701	46.5%
介護予防通所リハビリテーション	63,613	61,599	32,760	53.2%
介護予防短期入所生活介護	4,607	5,455	2,244	41.1%
介護予防短期入所療養介護	299	0	231	皆増
介護予防福祉用具貸与	23,925	23,898	11,915	49.9%
特定介護予防福祉用具購入費	2,832	2,722	1,118	41.1%
介護予防住宅改修	5,582	4,936	1,758	35.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,857	732	1,041	142.2%
2. 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	357	0	428	皆増
介護予防小規模多機能型居宅介護	34,306	35,729	16,837	47.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護	235	0	1,506	皆増
3. 介護予防支援	27,572	27,335	14,484	53.0%
介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)	187,894	186,513	96,551	51.8%

総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	11,552,555	11,838,269	5,867,742	49.6%
--------------------------	------------	------------	-----------	-------



- 介護サービス給付費について、①居宅サービスでは、短期入所療養介護、住宅改修の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護の執行率が低くなっている。③施設サービスは、介護医療院の執行率が低くなっている。
- 介護予防サービス給付費について、訪問看護、短期入所生活介護等の執行率が低くなっている一方、短期入所療養介護、福祉用具貸与等の執行率が高くなっている。
- 給付費全体では、執行率が49.5%となっている。

4. 特別養護老人ホーム待機者数の推移

(1) 待機者数と入所者の経年推移

(単位：人)

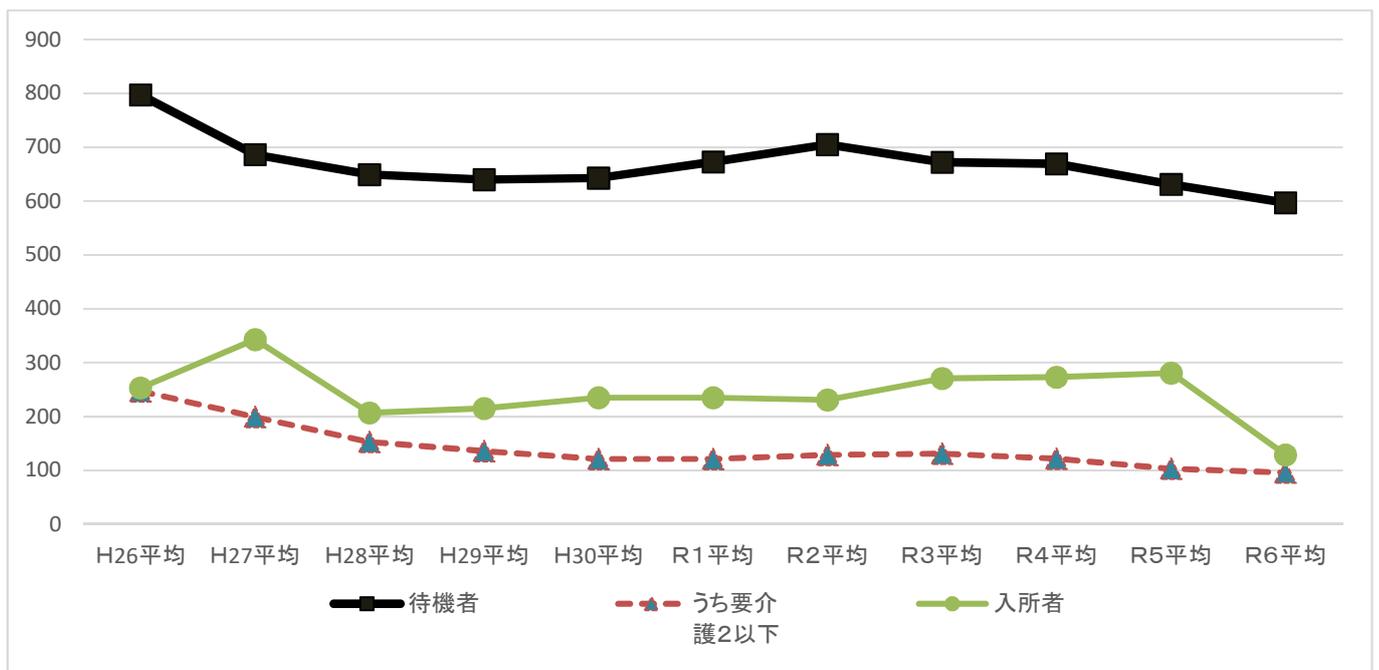
	待機者	うち要介護2以下	入所者
H26平均	797	247	253
H27平均	686	199	343
H28平均	649	153	207
H29平均	640	136	215
H30平均	643	121	235
R1平均	673	121	235
R2平均	705	129	231
R3平均	672	131	271
R4平均	669	122	273
R5平均	631	103	281
R6平均	597	96	129

※令和6年度の数值は8月末まで。なお、入所者数のみ総数で記載

(2) 待機場所内訳（令和6年8月末）

(単位：人、%)

場所	待機者	割合
在宅	318	54.1
老人保健施設	136	23.1
介護療養型医療施設	2	0.3
医療機関	33	5.6
グループホーム	43	7.3
特定施設等	3	0.5
養護老人ホーム	3	0.5
小規模多機能	50	8.5
複合施設	0	0.0
合計	588	100.0



■待機者数は令和2年度平均値では700人を超えたものの、令和3年度平均値で672人に減少し、令和6年度8月末までの平均では597人となっている。待機者に占める要介護2以下は、96人となっている。(平成27年度から原則要介護3以上が入所要件)。

■直近3か年(R3～R5)の年間の入所者数平均は275人となっており、この数は上位待機者数(令和6年5月末調査で186人)より多くなっている。

■令和6年8月末時点の待機者数のうち、在宅での待機が半数を超え54.1%となっている。

5 総合事業実施状況

1 従前相当及びA型利用実績

(単位:事業所数を除き「人」)

種別		3年 9月	4年 9月	5年 9月	6年 3月	6年 9月	H28年度 平均	事業所数	
								5年	6年
訪問型 サービス	従前相当	41	49	44	44	44	270	20	21
	A型	206	181	177	197	181		18	18
	合計	247	230	221	241	225		—	—
通所型 サービス	従前相当	7	10	10	14	10	629	36	36
	A型	628	550	554	646	573		34	34
	合計	635	560	564	660	583		—	—
総合計		882	790	785	901	808	899	—	—

※利用実績は過誤申立て、請求遅れなどにより変動する場合があります。

※事業所数は各年度4月時点の数字。なお、参考として平成28年度（総合事業移行前）における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の月平均利用者数を記載。

2 従前相当及びA型給付実績

(単位:千円)

種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度
訪問型 サービス	従前相当	12,099	11,585	12,144	61,984
	A型	24,692	23,835	25,732	
	合計	36,791	35,420	37,876	
通所型 サービス	従前相当	3,849	3,958	4,230	212,794
	A型	117,243	123,656	120,313	
	合計	121,092	127,614	124,543	
総合計		157,883	163,034	162,419	274,778

※令和4～5各年度は年間の給付費総額（支払額）を、令和6年度は9月審査分までの給付実績から平均均額を求め、給付費総額見込額を算出し記載

※参考として平成28年度の介護予防給付費を記載

6 主な地域支援事業の実施状況（令和6年9月末実績）

※第9期計画の施策の体系に基づき記載

重点事項3：多様な生活支援サービスの確保

1 地域で支え合う体制の整備

(1) 生活支援コーディネーターの配置

【事業概要】

関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するため、高齢者支援課（1層）と各地域包括支援センター（2層）に生活支援コーディネーターを配置します。訪問型・通所型サービス・活動B等の総合事業の支援や、「地域計画」を策定（地域づくり）する場への参加協力を行います。

これらの活動を組織的に補完・検討するための生活支援体制整備協議会を設置し、「配食・買い物」「移動」「居場所・通いの場」「軽度生活支援」の4項目を大きな課題として協議を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新たに構築された	35か所	35か所	35か所
社会資源	—	—	—

※新たに構築された社会資源とは住民主体の健康教室、サロン等の立ち上げ、相談実績等

※令和6年度途中経過の調査なし

(2) 就労的活動支援

【事業概要】

要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくることを目的として、高齢者の社会参加等を促進します。具体的には、主に有償または無償のボランティアを想定した活動を紹介し、元気シニアボランティア事業との連携により情報提供を行ったり、新たなボランティア内容を検討するなど、高齢者の個性や希望に沿った多様な活動の場が用意できるよう検討していきます。シルバー人材センターやハローワーク等の関係機関や商工港湾課とも連携し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

(3) 担い手の養成

【事業概要】

高齢者の居場所や通いの場に必要不可欠な担い手について、生活支援コーディネーターを中心に研修会等を開催し、養成、確保できる体制づくりや、支援体制を整えます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
担い手養成講座終了者数	10人	10人	10人
	15人	—	—

（4）重層的支援体制整備事業

【事業概要】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的に福祉サービスを提供するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多職種協働事業、アウトリーチ事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を地域福祉課、社会福祉協議会と協力して実施します。

3 家族介護者への支援

（1）家族介護者交流会

【事業概要】

要介護者や認知症高齢者を在宅介護している方の継続的な介護を支援します。地域包括支援センター等が介護についての情報交換や悩みを共有する場を設けて、介護者の精神的負担を軽減することを目的に交流会を開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	30回	30回	30回
	16回	—	—
参加人数	150人	150人	150人
	81人	—	—

（2）訪問型介護者支援事業

【事業概要】

要介護者を在宅介護している家族を対象に医療専門職（看護師、歯科衛生士等）が自宅に訪問し、介護者の健康相談・介護相談を行うとともに、地域社会から孤立しないように支援することを目的に実施します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実訪問人数	250人	260人	270人
	226人	—	—

延訪問回数	280回	290回	300回
	227回	—	—

(3) 介護相談員派遣事業

【事業概要】

介護保険施設に相談員を派遣し、利用者の疑問、不満、不安の解消を図るとともに、事業所とミーティングを行い、サービスの質的向上を図ります。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	336回	336回	336回
	190回	—	—
派遣事業所数	28か所	28か所	28か所
	28か所	—	—

重点事項4：医療との連携強化

1 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携支援室ポンテとの連携

【事業概要】

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築するため、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面ごとに目標を掲げ、在宅医療・介護連携支援室ポンテを中心に、医療・介護が連携して取り組めるような体制づくりに努めます。

- ① 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
- ② 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- ④ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会・ワークショップ・講演会開催回数	9回	9回	9回
	6回	—	—
研修会・ワークショップ・	300人	300人	300人

講演会参加人数	457人	—	—
市民講演会開催回数	1回	1回	1回
	0回	—	—
市民講演会参加人数	100人	100人	100人
	0人	—	—

重点事項5：自立支援・介護予防の推進

1 介護予防事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業については、本市では平成29年度より事業を開始し、訪問型、通所型とも従前相当・A・Bのサービス・活動を提供しています。通所型サービス・活動Bの体制については市内全域36か所に構築を目指します。リハビリ専門職から短期集中で助言指導を受ける訪問型サービス・活動Cを令和6年度中に開始予定です。サービスの類型は下記のとおりです。

地域の支えあいの体制づくりを推進し、軽度の生活支援が必要な方に対して効果的な支援等を可能とするため、令和6年度の制度改正を考慮しサービス体制を検討していきます。

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）						
(注) 以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。						
訪問型サービス・通所型サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B サービス・活動C (訪問型のみ) (在任主体によるサービス・活動)	サービス・活動D (短期集中予防サービス)	
実施手法	指定事業者が行うもの(第1号事業支給費の支給)	委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	これらによらないもの (委託と補助の組み合わせなど)	
概定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)	● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体	● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等		
基準	国が定める基準※1を例としたもの					
費用	国が定める額※2(単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が顕大すると認められる者		
サービス内容(訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく(老計10号の範囲内で実施することが求められる)	● 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守り的援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を超えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援(原則としてB・Dでの実施を想定)	● 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など * 送迎のみの実施	● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス		
サービス内容(通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動高機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動(就労的活動を含む。)することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など * 送迎のみの実施	● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者	● 保健医療専門職		
支援の提供	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
その他の生活支援サービス	その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等)からなる。					

(2) 介護予防把握事業

【事業概要】

地域包括支援センターが75歳到達者全員へ訪問し、介護予防の早期対応や適切な支援、担い手の発掘を行い、高齢者の相談窓口の周知に努めます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	1,989人	1,855人	1,726人
	824人	—	—
訪問者数	1,965人	1,837人	1,712人
	821人	—	—
実施率	98.8%	99.0%	99.2%
	99.6%	—	—

(3) すこやかマスターズ事業

【事業概要】

事業対象者及び要介護認定者を除いた高齢者で、身体能力の低下が見られる方を対象として、フレイル予防を目的に、通所介護事業所等がアクティビティや認知症予防等の共通サービスを提供します。送迎等で移動手段が必要な虚弱高齢者も利用できる通いの場を提供します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延実施回数	3,750回	4,000回	5,400回
	1,552回	—	—
実施団体数	16団体	16人団体	16人団体
	16団体	—	—

(4) 口腔機能向上普及啓発事業

【業務内容】

通いの場や出前講座等で、歯科衛生士が専門的な指導や助言をし、一般高齢者や介護者家族に口腔ケアについて普及啓発活動を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	20回	20回	20回
	4回	—	—

延参加人数	200人	200人	200人
	45人	—	—

(5) しゃんしゃん元気づくり事業

【事業概要】

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、各学区地区社会福祉協議会、または自治会で自主的に実施する介護予防事業に対し助成を行います。助成が終了した後も集まりを継続できるように、講師派遣事業やいきいき百歳体操等の介護予防のツールを紹介するなど継続的な支援を行っていきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成団体数	40団体	37団体	35団体
	36団体	—	—
参加者実人数	1,200人	1,150人	1,095人
	613人	—	—

※参加者実人数はいきいき百歳体操団体参加者を除く

(6) いきいき百歳体操(住民主体の通いの場継続支援及び立上げ支援)

【事業概要】

いきいき百歳体操を利用した介護予防のための住民主体の通いの場の立上げ支援及び継続支援を行います。立上げ支援では介護予防の普及啓発、いきいき百歳体操の体験、体力測定、体操DVDの無料貸出しを行います。継続支援では、開始3か月後の体力測定や、医療専門職からの体操指導等を実施していきます。体力測定やアンケートを実施し、参加者のニーズや課題に合った医療専門職を派遣し、より効果的な介護予防に取り組めるよう支援していきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者実人数	670人	665人	660人
	984人	—	—

※しゃんしゃん元気づくり事業でいきいき百歳体操実施者を含む

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門職派遣	30件	30件	30件
派遣件数	10件	—	—

◆通いの場に参加する高齢者数の計画値

住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。高齢者の8%が通いの場へ参加することを目指します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	2,850人	2,875人	2,895人
	2,630人	—	—
参加割合	7.9%	8.0%	8.1%
	7.3%	—	—

※参加者数は、通所型サービス・活動B、すこやかマスターズ、いきいき百歳体操、しゃんしゃん元気づくり事業の年間実人数を合計

(7) 元気シニアボランティア事業

【事業概要】

高齢者のボランティア活動を通じた介護予防を推進するため、介護保険対象施設や地域支援事業でのボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、地域特産品等への変換を行う事業を実施します。高齢者の社会参加等を促進するため、就労的コーディネート機能との連携を図り、高齢者の社会参加の仕組みづくりを進めます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数	57人	62人	67人
	73人	—	—

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【事業概要】

高齢者の生活習慣病等の重症化予防と生活機能低下を防止する取り組みについて、保険事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の自立した生活、健康寿命の延伸、及び生活の質（QOL）の維持向上を図ることを目的に実施するものです。

健康課、国保年金課、高齢者支援課が連携し実施します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施圏域	6圏域	7圏域	7圏域
	6圏域	—	—

(9) 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業

【事業概要】

高齢者が家庭・地域等社会の分野で、豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会参加活動できるよう、酒田市老人クラブ連合会に委託し事業を実施しています。

(主な事業内容)

- ・レクリエーション大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・公式ワナゲ大会
- ・軽スポーツ大会 ・カローリング大会
- ・各種教室 ・女性部活動 ・会報の発行
- ・社会奉仕活動 ・世代間交流事業 ・高齢者相互支援のつどい

【計画値及び実績】(上段：計画値、下段：実績)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延参加人数	3,920人	3,930人	3,940人
	2,372人	—	—

2 地域包括支援センターの体制強化

(1) 総合相談事業

【事業概要】

地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、日常生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置しています。その運営については日常生活圏域ごとに法人に委託し、市が定める実施方針を基に、市と地域包括支援センターが連携して事業を実施します。

4つの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域におけるネットワークの構築、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行い、地域ケア会議の充実を図ります。地域包括支援センターが提供するサービスの平準化が図られるよう事業評価を行います。

第9期計画中に、日常生活圏域を現行の10圏域から、現在の中学校区を基本とした7圏域に見直しを行い、それに合わせて地域包括支援センターの再編を予定しています。

総合相談支援業務	高齢者を対象とした相談や状況確認。高齢者支援のための地域ネットワーク構築等に関する業務。
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害に関する相談や対応。成年後見に関する相談等、各種支援に関する業務。
包括的・継続的ケアマネジメント	各機関、主治医、介護支援専門員と連携し、高齢者に総合的・継続的に関わっていくための体制づくり。

介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防支援にかかる必要な援助を行う業務。
--------------	---

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	80回	85回	85回
開催回数	34回	—	—

※開催回数は、個別ケア会議、小地域ケア会議、地域包括ネットワーク会議の合計

(2) 地域包括支援センター運営協議会等開催事業

【事業概要】

地域包括支援センターの設置及び円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置や日常生活圏域の設定、中立・公正な運営に関する事項の協議・承認等を行う機関として協議会を開催します。また、協議会は酒田市の地域包括ケアシステムの政策形成機能を持つ地域ケア会議として位置付けられています。

【実績】第1回 令和6年8月27日（火）

3 多職種連携による地域ケア会議の実施

【事業概要】

介護支援専門員等が作成した要支援のケアプランについて、多職種（薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士）によるアドバイスを受けることにより、自立支援型のケアマネジメントと、併せて自立した生活を支えるための地域課題の把握を行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討事例数	36人	36人	36人
	17人	—	—

重点事項6：認知症施策の推進

(1) 認知症サポーター養成講座の開催

【事業概要】

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民によって作ることを目的に、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を守り、支援するサポーターを養成します。庁内関係部局と連携を図りながら、企業、学校、PTA等の協力を得て、認知症サポーター養成講

座を開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター養成講座	30回	30回	30回
	17回	—	—
養成講座受講者数	500人	500人	500人
	238人	—	—

（2）チームオレンジ創設に向けた取り組み

【事業概要】

本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジ(※)を令和7年度までに創設します。創設に向けては、認知症サポーター養成講座とともにステップアップ講座を開催し、サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを整備します。また、本人・家族も担い手の一員として社会参加できるよう取り組みます。

※チームオレンジ:市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ	0か所	1か所	1か所
設置数(累計)	0か所	—	—

（3）市民認知症講演会の開催

【事業概要】

広く市民から認知症とその対応について理解を深めてもらい、認知症高齢者にやさしい地域づくりを地域全体で取り組むことを目的として講演会を開催します。（隔年開催）

【実績】 令和6年9月26日開催 170人参加

（4）認知症カフェの実施

【事業概要】

認知症の方や家族等が在宅介護の情報交換や悩み等を共有する場として、本人や家族、支援者が気軽に参加できるカフェを開催します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回

	6回	—	—
参加者数	100人	100人	100人
	53人	—	—

(5) 徘徊高齢者事前登録「安心おかえり登録」の実施と見守り体制の構築

【事業概要】

認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等の情報をあらかじめ本市に登録し、酒田警察署・民生委員等と情報共有することで、実際に行方不明となった場合、早期に発見して保護できる体制を構築し、高齢者の安心安全の確保及び家族の支援を図ります。

地域の関係機関と連携しながら、認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を構築していきます。また、地域での見守り活動を推進するため「見守りツール」を導入し、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心おかえり登録	80人	80人	80人
新規登録者数	44人	—	—
見守りシール	25人	25人	25人
新規登録者数	14人	—	—

※安心おかえり新規登録者数には見守りシール登録者含む

※安心おかえり登録者実人数 363人

(6) 認知症初期集中支援事業の実施

【事業概要】

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業対象者数	5人	5人	5人
	3人	—	—

重点事項7：高齢者の権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待に関する普及啓発

【事業概要】

高齢者虐待の防止や早期発見には、関係機関や地域住民の方々が虐待について理解を深め、被虐待高齢者が発するサインを見逃さないことが重要であり、市民向け高齢者虐待防止講演会や関係機関向け高齢者虐待防止研修会等を行い、普及啓発を推進します。

(2) 福祉サービス利用援助事業

【事業概要】

判断能力が十分でない人等を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行います。酒田市社会福祉協議会が県社会福祉協議会より委託を受けて事業を展開しています。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス利用	147人	157人	167人
援助事業契約者数	137人	—	—

(3) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

認知症等で、自ら財産管理や契約行為が行えない方で、親族がいない、または協力を得られない場合に、本人に代わって財産管理・契約行為を行う後見人選任の申立てを市長が家庭裁判所へ行うことで、本人の権利を擁護します。本人が申立ての費用や後見人報酬の負担が困難な場合には助成を行っています。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成者数		25件	31件	37件
		15件	—	—
内訳	申立て件数	12件	14件	16件
		9件	—	—
	後見人報酬に係る助成	10件	12件	14件
		6件	—	—
	後見申立費用に係る助成 (鑑定費用)	3件	5件	7件
		0件	—	—

重点事項8：介護給付費適正化事業

【事業概要】

国や県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、引き続き山形県国民健康保険連合会と連携して、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④不正請求

の発見、防止のため国保連合会適正化システムを活用した縦覧点検、⑤地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所に対する指導などを行います。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の事後点検	全件	全件	全件
訪問等によるケアプランチェック	7事業所	7事業所	7事業所
	2事業所	—	—
住宅改修の事前書面点検	全件	全件	全件
住宅改修の訪問調査	10件	10件	10件
	6件	—	—
縦覧点検	全件	全件	全件
運営指導＋監査 (地域密着型サービス事業所)	7件	10件	7件
	0件	—	—
運営指導＋監査 (居宅介護支援事業所)	8件	5件	4件
	1件	—	—

※ 認定調査の事後点検

認定調査票（基本調査）の選択項目と（特記事項）の記載内容に齟齬が無く、整合性が保たれているか点検

7 市町村特別給付（在宅紙おむつ券事業）

【事業概要】

在宅で介護を必要とする要介護1以上の介護認定を受けている方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、在宅介護を必要とする低所得（本人が市民税非課税）の高齢者等に、紙おむつ・尿とりパッド等の購入に利用できる在宅紙おむつ券を交付します。市へ登録した事業所で利用できる在宅紙おむつ券を介護度と介護保険料段階に応じて交付します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付人数	500人	500人	500人
	465人	—	—

介護予防支援事業所の指定について

厚生労働省が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、令和6年4月1日から指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになりました。

介護予防支援事業所の指定にあたり、介護保険法 115 条の 22 第 4 項では「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と定められており、意見を伺うものです。

■事業所の概要

居宅介護支援事業所幸楽荘

1 申請者	社会福祉法人幾久栄会 理事長 小山 憲樹	
2 事業所所在地	酒田市市条字荒瀬 1 1 5 番地	
3 利用者の推定数	20人	
4 職員体制	主任介護支援専門員	3人（うち管理者兼務1人）
	介護支援専門員	4人（うち非常勤1人）

(位置図)



申請のあった居宅介護支援事業所は居宅介護支援については、適正な運営、包括支援センターから委託を受けている等の実績があり、人員基準等も満たしているため、介護予防支援の指定は問題ないものと考えます。

■指定申請書及び提出書類

申請書及び提出書類	主な確認事項	適否
・指定申請書、付表、暴力団に該当しない旨の誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称、主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・事業所の名称、所在地 ・管理者の氏名、生年月日、住所、兼務状況（居宅介護支援事業者はやむを得ない場合を除き主任介護支援専門員であること） 	○
・登記事項証明書、条例、定款等	・介護予防支援事業について記載のあるもの	○
・従業者の勤務体制が分かるもの	・人員基準を満たしているか	○
・事業所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・支障がない場合は居宅介護支援事業と同一の事務室又は区画でも可 ・相談のためのスペース等はプライバシーが守られよう配慮が必要 	○
・運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・規定すべき事項が定められているか ・重要事項説明書や契約書と相違ないか 	○
・苦情に対する措置の概要	・介護予防支援事業について記載のあるもの	○
・関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスとの連携内容	・介護予防支援事業について記載のあるもの	○
・誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法第115条の2第2項に該当していないか ※運営等基準を満たしていない、申請者が刑の執行や滞納処分等の対象である、過去に指定の取消し処分がなされてから5年を経過していない 等 	○
・介護支援専門員一覧及び資格証	・資格証の有効期間が切れていないか	○

※事業所の平面図、苦情に対する措置の概要、関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスとの連携内容については、居宅介護支援事業所として既に提出済みで変更がない場合は省略可としています。

令和6年11月27日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

令和6年7月25日からの大雨による災害に伴い、災害を受けた者等の介護保険料の減免に関する特例を設けるため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

介護保険料の減免に関する申請期限の特例（第13条第2項ただし書）

介護保険料の減免に関する申請期限を、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日まで、特別徴収の方法による者は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までとの規定に対し、災害以後の納期にかかる介護保険料の減免を適用させること等を目的として、市長が認めた場合、特例を設けることができるよう改正するもの。

3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の第13条第2項ただし書の規定は、令和6年7月25日から適用するもの。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟化するための改正を行うとともに、一の圏域において第1号被保険者数（65歳以上の高齢者数）がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の地域包括支援センターの職員配置基準を新たに定めるもの。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法施行規則の一部改正に伴うもの

① 常勤換算法（※）の導入を可能とするもの

「地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省通知）」では、地域包括支援センターは常勤職員の確保が必要としつつ、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人数確保することでも足りるものとする」とされたもの。

※非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法

② 複数圏域の高齢者人口を合算した職員配置を可能とするもの

地域包括支援センターの職員配置については、3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の配置を原則としつつ、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とするもの。

例<改正前>

	第1号被保険者数	職員
A 圏域	6,000 人	3 人
B 圏域	〃	3 人
C 圏域	〃	3 人



<改正後>

	第1号被保険者数	職員配置例
A 圏域	18,000 人	4 人
B 圏域		2 人
C 圏域		3 人

(2) 一の圏域の高齢者数がおおむね6,000人以上7,000人未満となる場合の基準を新設するもの

	第1号被保険者数	人員配置基準
	1,000人未満	3職種のうちから1人又は2人
	1,000人以上 2,000人未満	3職種のうちから2人(内、1人は常勤)
	2,000人以上 3,000人未満	常勤の3職種のうち2人(内、保健師1人)
	3,000人以上 6,000人未満	常勤の3職種3人
新設	6,000人以上 7,000人未満	常勤の3職種3人+3職種のうちから1人

3 施行期日

令和7年4月1日から